

公募型プロポーザル実施の公示

2026 年 7 月 29 日
一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和 8 年度「Beyond Osaka Kyoto 関西広域滞在促進事業(海外事業)」 豪州プロモーション事業(シドニー商談会開催およびセールスコール実施)に伴う公募型プロポーザルの実施について (以下、「本事業」という。)

(2) 事業の目的

昨年度、外国人旅行者周遊促進事業でシドニーにて勉強会の開催、旅行博への出展およびセールスコールを実施し、今年度事業への布石を打ちました。2025年大阪・関西万国博覧会によりKANSAI(関西)の認知度が向上した中で、万博レガシーを継承しつつ、関西広域全体への訪日旅行需要の促進・拡大を図ることを目的に本事業を実施する。

(3) 事業の概要

- ・シドニー市内での商談会の会場選定・運営・現地バイヤーの集客
 - ・セールスコールの調整手配
 - ・運営本部スタッフの渡航手配業務
- ※ 詳細は添付の仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

8,289,672 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 7 階
一般財団法人関西観光本部 プロモーション部 担当：中村・村田
メールアドレス：ktb-promotion@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

- ア 応募期間：2026年7月29日（水）～2026年8月12日（水）17：00まで
イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領

URL 1 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/2_募集要領.pdf

仕様書

URL 2 : <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/3-仕様書.pdf>

評価要領

URL 3 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/4_評価要領.pdf

評価基準

URL 4 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/5_評価基準.pdf

様式 1～5

URL 5 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/6_様式1～5シドニー商談会及びセールスコール実施事業.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026 年 8 月 12 日（水）17：00 までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記（1）に同じ。

募集要領に基づき正本 1 部（社名あり）・副本 1 部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

(4) 質疑の受付期間

2026 年 8 月 5 日（水）17：00 まで ※メールでのみ受付

（件名に「シドニー商談会及びセールスコール事業」に関する質問と付記）

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記 3.(1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から 1 年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上